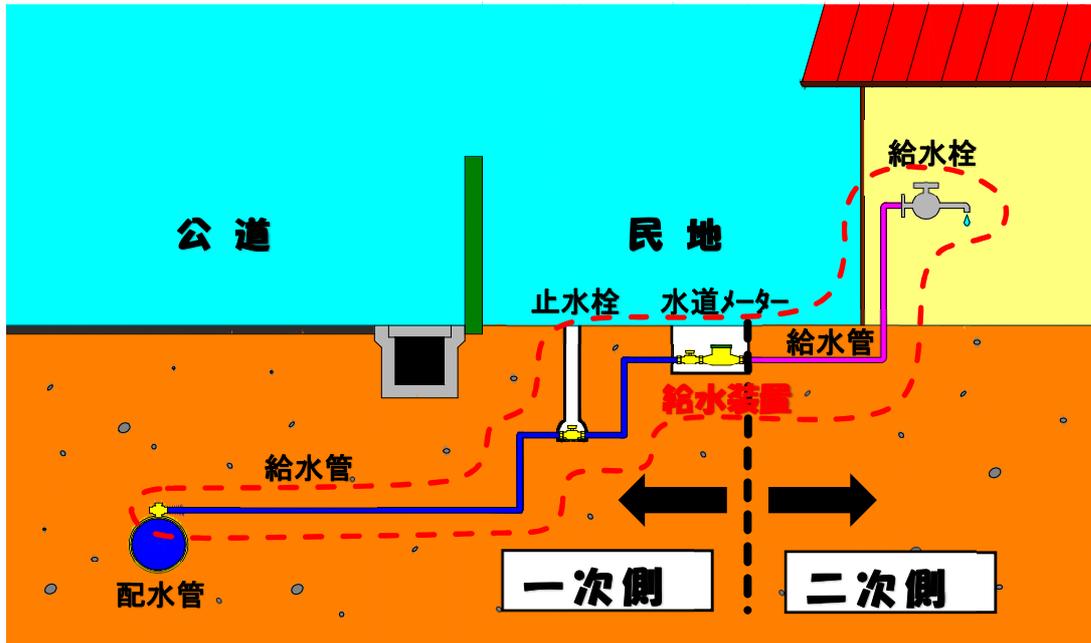


水道管の維持管理について



- 上の図は、一般的な住宅の水道の配管略図です。
日ごろ、みなさまが使用している水道水は、市で公道内に布設した配水管から給水管を分岐し、宅内の蛇口（給水栓）等へ供給されています。
- 図のように配水管から分岐した 給水管・止水栓・水道メーター・給水栓等の赤破線で囲まれている部分を『給水装置』といい、基本的に水道メーター以外は、水道使用者が工事を施工し、日常の維持管理をするものとなっております。
- また、水道メーターを境に道路側を『一次側』、建物側を『二次側』として、一次側で発生した自然漏水については、市の負担で修繕工事を実施しますので水道工務課へご連絡をお願いします。
水道メーター以降、二次側での漏水などの修繕につきましては、個人負担となりますので市指定の給水装置工事事業者(指定工事店)へ直接ご依頼ください。
- なお、指定店以外での給水装置工事は原則認められておりません。